

令和8年度 整備主任者研修



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

構内事故について

修繕費が高額となった事故事例Ⅰ

修繕費：約1300万円



構内事故について

修繕費が高額となった事故事例2

修繕費：約500万円



構内事故について

排気ガス検査時における事故事例



構内事故について

検査コース外における事故事例



待機中の車両に追突



フェンスに衝突

構内事故について

明日は我が身かもしれません！

- 操作は落ち着いて！焦らずに！
- 再検査の時は、特に注意！
- ペダルを操作する際は、今一度確認を！
- ペダルを踏む際は、ゆっくりと！
- アクセルペダルとブレーキペダルの間隔が少ない車両は要注意！

お知らせ

令和6年8月からすれ違い用前照灯 (ロービーム)の審査方法を変更します。

平成27年9月1日以降、ヘッドライトテストによる前照灯の審査を、ロービーム照射による計測へ段階的に移行しているところです。

平成30年6月1日からは、ロービーム計測の全面施行に向けた取扱いによる基準適合性審査を実施してきましたが、開始より6年経過したこと等から、その取扱いを見直し、近畿地方（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）の各検査場では、**令和6年8月1日から原則として初回入場時はロービーム計測のみでの基準適合性審査を開始**します。

1. 対象自動車

平成10年9月1日以降に製作された自動車
(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く)

2. ロービーム測定のみでの審査を開始

①令和6年8月1日～

ロービーム計測のみで基準適合性審査を実施します。
(検査コース初回入場時は、ロービーム計測で基準不適合の場合、ハイビーム計測は行いません)
ただし再入場時(2回まで)は、これまでの取扱いをういます。

[参考:これまでの取扱い]

- (1)ロービーム計測において、必ず右側及び左側の両方を計測する。
- (2)(1)による計測の結果、照射光線が他の交通を妨げるものでないことが確認できた場合に限り、ハイビームに切り替えて計測する。

②令和8年8月1日～

対象自動車の前照灯の審査については、全車、ロービーム計測のみで基準適合性審査を実施します(予定)。(ロービーム計測で基準不適合の場合、再入場時のハイビーム計測は行いません)

ロービームの光度及び向き

適切な整備・調整のお願い

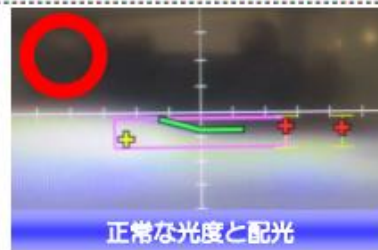
自動車のヘッドライトは樹脂製が主流です。

ロービーム計測で基準不適合となる自動車には、①レンズ面のくもり、②内部リフレクタの劣化、③前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものが多く見受けられます。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いいたします。

◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始!

◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる!



これらは適切な整備・調整が必要です!

整備・調整には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。



お知らせ

すれ違い用前照灯の自動点灯に関する基準

（概要）

すれ違い用前照灯について、周囲の明るさに応じ、自動的に点灯及び消灯する機能を有さなければならないこととする。

（適用時期）

新型生産車：令和2年4月

継続生産車：令和3年10月

お知らせ

スピードメーター検査について



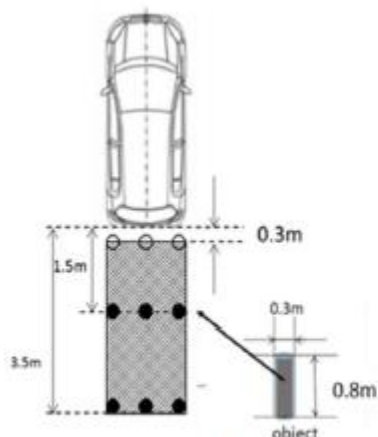
お知らせ

後退時車両直後確認装置に関する基準

(適用時期)

新型生産車：令和4年5月

継続生産車：令和6年~~5月~~11月



装置に求められる確認範囲
(バックカメラの場合)



バックカメラの一例
(日産セレナ)

お知らせ

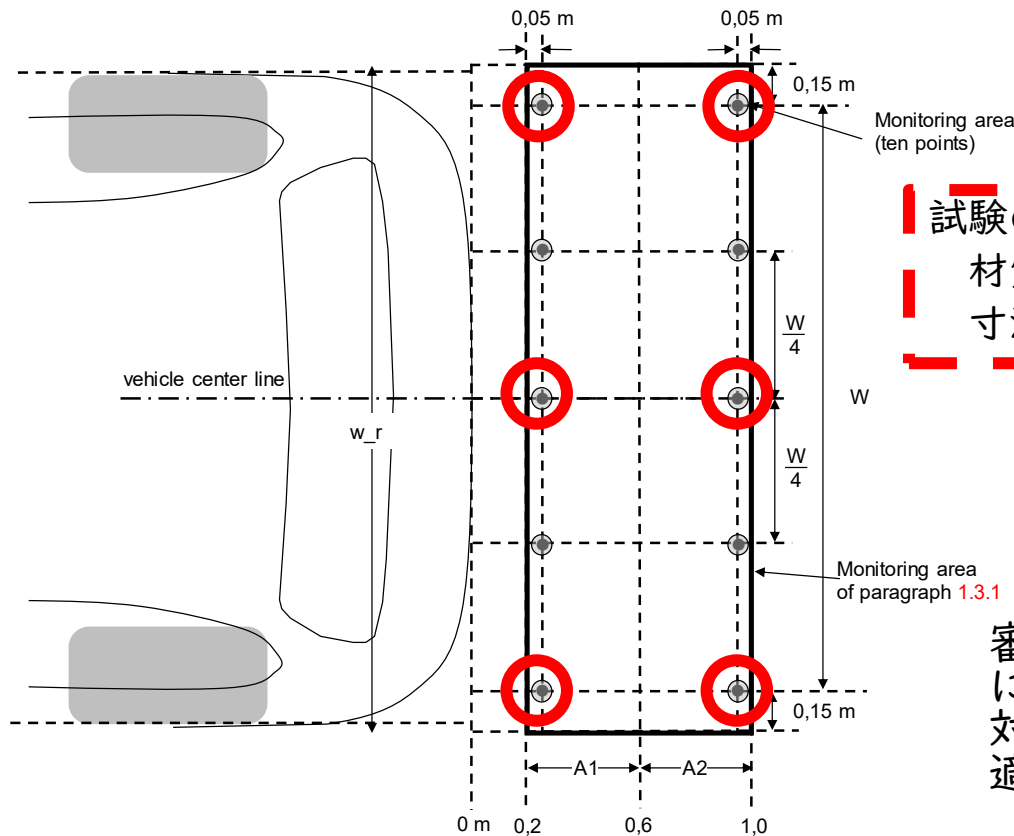
後退時車両直後確認装置に関する基準

(概要)

車両後退時における事故を防止するために、車両直後を確認できる装置の要件に適合する後退時車両直後確認装置（バックカメラ、検知システム又はミラー）を、自動車に備えなければならないこととする。

お知らせ

検知システムの要件 UNRI58 附則10 1.4. 代替テスト方法



試験の対象物

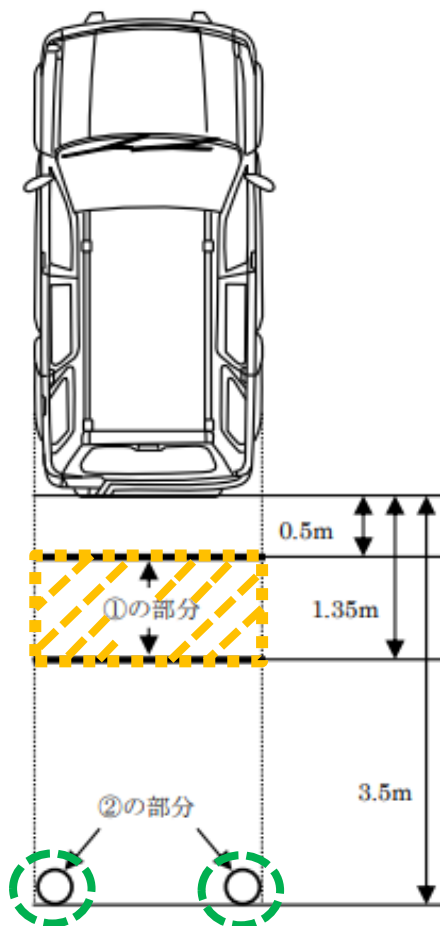
材質：木材、金属又は硬いプラスチック

寸法：直径75mm 高さ1000mm

審査事務規程7-108-2-2 (1)
により、左図の**赤丸**の位置にある
対象物を検知できるものであれば
適合

お知らせ

バックカメラの要件



審査事務規程7-108-2-1（1）により、
カメラ及び画像表示装置により構成される装置又は
これらの組み合わせにより、次の①及び②に掲げる
部分を確認できるものは適合

①当該自動車の最後端から0.5m後方及び1.35m後方の車両中心線に直交する鉛直面と地面との交線のうち、当該自動車の左右の最外側面に接する車両中心線と平行な鉛直面に挟まれた部分の全体

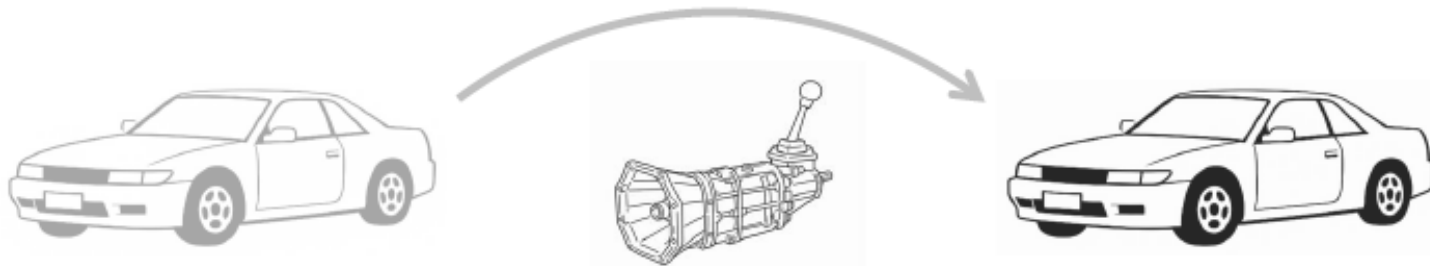
②当該自動車の最後端から3.5m後方の車両中心線に直交する鉛直面と、当該自動車の左右の最外側面に接する車両中心線と平行な鉛直面に内接するように設置された左右2つの高さ80cm直径30cmの円柱の全体

お知らせ

改造自動車の届出対象の見直し

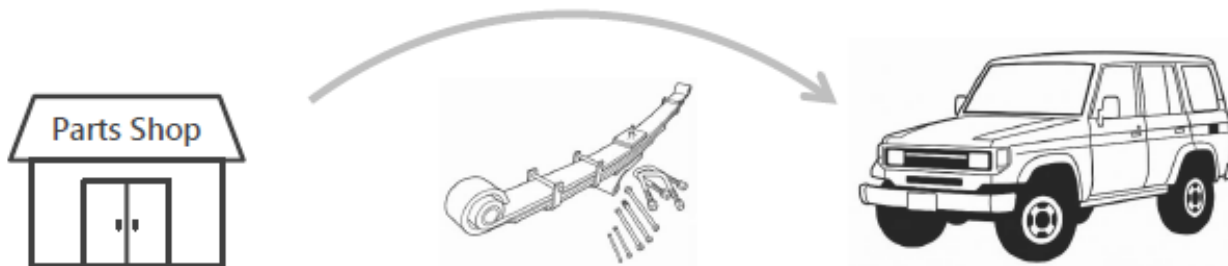
- ・ **一定の要件**を満たした動力伝達装置、走行装置、緩衝装置及び連結装置に限る。

自動車メーカー純正部品を変更することなく用いた改造



- ・ **一定の要件**を満たした緩衝装置に限る。

アフターパーツメーカーが製造し一般市場において流通している自動車部品を変更することなく用いた改造



お知らせ

改造自動車届出制度と新規検査届出制度の統合

- ・改造自動車の審査については、新規検査届出要領において実施する



- ・届出書等の提出先は、新規検査等を申請する事務所等とする（代表届出を除く）
- ・改造自動車審査結果通知書は交付しない

検査における注意事項

1. 受検中（コース内）での喫煙及び、携帯電話の使用は敷地等における秩序維持のため、受検者の禁止事項として定められています。
2. 車台番号、原動機型式は見やすいようにご協力お願いします。



禁煙
No smoking



携帯電話電源OFF
Please power off the mobile phone

検査における注意事項

3. 荷台の積載物は降ろした状態で受検をお願いします。



検査における注意事項

4. ボンネットの開閉の際、支持棒等を掛けてください。また、エンジンの停止をお願いいたします。



検査における注意事項

5. ヘッドライトテスターでの測定時は、車両から降りないで下さい。



ご清聴
ありがとうございました



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization